



サービス利用開始までの流れ



① お住まいの市区町村の窓口を利用相談



お住まいの市区町村に障害児通所支援の利用について相談してください。

(診断が出ていない、まだクリニックに受診もしていない場合は、まずは地元で受診できる医療機関を紹介してもらいます。)



② 施設見学



事業所を見学し、自宅からの通いやすさやサービス内容、施設の雰囲気を確認。見学の際には利用について具体的に質問・相談しましょう。希望の曜日、時間の利用が可能か等、確認しましょう。

③ 受給申請

(受給者証の発行)



※受給者証の発行には 2 週間程度かかります。受給者証が出来次第、利用が可能です。

利用を決めたら、必要書類をそろえて、市区町村に申請します。(必要な書類は市区町村によって多少異なります。)

【主な必要書類】

- ・支給申請書
- ・発達に支援が必要とわかる書類 (各種手帳や医師の意見書など)
- ・マイナンバー など
- (+利用計画書)

自治体の調査員がお子さまの障害状況の程度や家庭環境、生活状況などに関する聞き取り調査(アセスメント)を行います。面接調査や訪問調査、サービス利用意向の聞き取りなどが行われ、お子さまに必要なサービスの利用日数や内容について検討されます。

支給が決定したら、障害児通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量などが記載された受給者証が発行されます。

④ 相談支援事業所で相談員さんが

利用計画案を作成



相談支援事業所で相談員さんに、利用計画案「障害児支援利用計画案」の作成してもらいます。(3者：保護者様・相談員・児童発達支援管理責任者で事業所にて顔合わせの時間を改めて設定することも多くあります。)

⑤ 事業所との契約

サービス利用スタート!



(事業所には受給者証のコピーを渡します。契約変更や更新月の度に提示が必要となります。)

利用する事業所 (HALO) と直接契約の手続きを行います。受給者証を提示することで、サービス利用を開始することができます。契約時には児童発達支援管理責任者によるアセスメント(ききとり)と重要事項説明あり、契約書に捺印をします。